

「第4期横浜市地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託」契約結果

第4期横浜市地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

第4期横浜市地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託

2 委託内容

第4期横浜市地域福祉保健計画（計画期間：令和元～5年度）で目指す、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはまをみんなで作ろう」を実現するため、市民に計画を通じて「地域に関心を持ってもらうこと」、「自分が地域に対してできる事は何かを考えてもらうこと」を目的として動画を作成。

- (1) 企画・構成、絵コンテ作成 (2) アニメーション作成・映像編集
(3) グラフィック、リライト、編集補助 (4) 音楽、ナレーション業務（必要に応じて）
(5) アートディレクション (6) 進行管理業務

3 契約の相手方

有限会社スタジオニブロール

4 契約金額

2,400,000 円

5 契約日

令和2年7月1日（水）

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
有限会社スタジオニブロール	1,074	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 評価委員会開催日時	令和2年5月28日（木）
(2) 評価委員会開催場所	市庁舎16階 共用会議室16-N05
(3) 評価委員出席状況	5名中5名出席
(4) 評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

健康福祉局福祉保健課 TEL:045-671-3428

第4期横浜市地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は300点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」及び「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評点は各A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は1,500点、基準点は900点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目	評価の着目点	評価			採点				
		A(5点)	B(3点)	C(0点)	評価	比率	評点	配点	
1 法人の業務実績	同種又は類似するプロモーション業務の実行、あるいは実行支援の実績 (過去5年間:平成27年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×2		10点	
2 本業務の実施体制	プロジェクト管理者における、同種又は類似するプロモーション業務の実行、あるいは実行支援の実績 (過去5年間:平成27年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×3		15点	
	プロジェクト管理者以外の作業担当者における、同種又は類似するプロモーション業務の実行、あるいは実行支援の実績 (過去5年間:平成27年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×3		15点	
	人員体制や資料作成能力等の業務遂行能力があるか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点	
	本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点	
3 提案内容	3-1 企画及び構成(全体のストーリー)について	動画を見たターゲット層及びターゲットイメージ(詳細)が共感を得られるような観点で企画がされているか	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点
		ターゲット層及びターゲットイメージ(詳細)への効果が期待できる根拠が明確であるか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		独自性や新たな視点が盛り込まれた企画となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×5		25点
		外国籍の方や障害のある方にも配慮された表現方法・構成となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		ターゲットに伝えたいこと(動画作成のねらい)が明確に伝わる表現方法・構成となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×7		35点
		業務説明資料5ページ「9 想定される成果物の使用範囲」を踏まえた表現方法・構成となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
	3-2 ターゲットへの効果的な周知について	ターゲット層及びターゲットイメージ(詳細)への効果が期待できる提案となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
	3-3 業務実施背景の理解度	地域福祉保健に関する本市の施策や各区・各地域における取組への理解が感じられるか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		横浜市地域福祉保健計画冊子、概要版及び令和元年度に作成した啓発動画を踏まえた提案となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
		提案書「7 提案書の書式・内容」の<参考>に記載の地域福祉保健計画をイメージする上でのキーワードを踏まえた提案となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×3		15点
横浜市地域福祉保健計画の広報・啓発の目的を達成するための提案となっているか		優れている	妥当である	劣っている		×3		15点	
4 ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算		該当している	該当していない		×1		3点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算		該当している	該当していない		×1		3点	
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定		該当している	該当していない		×1		3点	
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している		該当している	該当していない		×1		3点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		該当している	該当していない		×1		3点	
合計								300点	